

令和 8 年度 大東市立深野中学校 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ問題に対する対応方針

本方針は平成25年9月施行、国の「いじめ防止対策推進法」に基づき、すべての生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ問題をなくすべく策定する。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。その行為が起こった場所は学校の内外を問わない。

《具体的ないじめの態様》

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。
- ・金品をたかられる。また、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯、スマホ等で、SNS・ネットを介し誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(2) いじめ防止等のための基本的な方針

- ① 「いじめを許さない教育活動の推進」・・・いじめはどの生徒にも起こりうることを踏まえて未然防止の観点を重要視し、本校教育活動のすべての場面において、すべての生徒にいじめは決して許されないことの理解を促す指導に努める。
- ② 「仲間づくりの推進」・・・生徒が目的を持った学校生活を送り、学級・学年集団が自主的な活動を通して信頼と協調に基づく人間関係を築き、規律を守る力やコミュニケーション力、自他を大切にする態度を育成するための取組みを、各教科をはじめとして様々な場面を通じて総合的に推進していく。各行事などにおいても、生徒が自発的に企画・運営しようとする力を養うとともに、学級や学年で生起する問題に対して、班・学級・学年・各委員会などの活動を通して、自ら問題提起や課題克服に向けた検討・討議ができる力を養うための指導に努める。
- ③ 「道徳教育・人権教育の推進」・・・いじめを克服するため、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止め、道徳的な価値を実現できる行動を選択・実践できるよう、豊かな感性を身につけるための指導に努める。
- ④ 「いじめの早期発見」・・・平素の生活観察をはじめ、声かけ、面談、家庭訪問等を通じて、教員が生徒の小さな変化に気づき、それを見逃さない力を高めることが大切であり、さらに、定期的な意識調査（アンケート）や教育相談の実施、相談窓口の周知など、生徒がいじめ等による悩みを訴えやすい体制を整えることに努める。

- ⑤ 「情報を共有し迅速に対応する」…いじめやいじめにつながりかねない状況を把握した場合は、関係生徒（いじめを受けていると考えられる生徒・いじめを知らせてきた生徒等）の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、双方に対して迅速かつ適切な支援、指導を開始しなければならない。その際、管理職はもとより、担任・学年・生徒指導担当・児童生徒支援コーディネーター等へ速やかに連絡し、必要に応じて家庭や教育委員会への報告や相談、事案の中身によっては関係機関との連携など組織的な対応に繋げるよう努める。
- ⑥ 「地域との連携」…地域社会で生徒を見守り健やかな成長を促すためには、学校と家庭・地域住民との連携が不可欠である。そのために、PTAや地域の関係団体等と情報交換を行う機会を設けたり、地域教育協議会や学校協議会などの場で学校の問題について意見を伺ったりするなど、地域社会と連携した対策を検討できるよう努める。
- ⑦ 「関係機関との連携」…学校の指導や教育委員会からの支援により、必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察・子ども家庭センター・医療機関等との適切な連携に努める。

(3) いじめ防止等の対策のための組織

※いじめ対応教員（生徒指導担当・養護教諭・児童生徒支援コーディネーター）

① 名称

A「いじめ・問題行動対応委員会」

メンバー：管理職・いじめ対応教員・各学年主任・スクールカウンセラー・その他

B「生徒指導委員会」

メンバー：いじめ対応教員・各学年生徒指導担当・スクールカウンセラー

② 役割

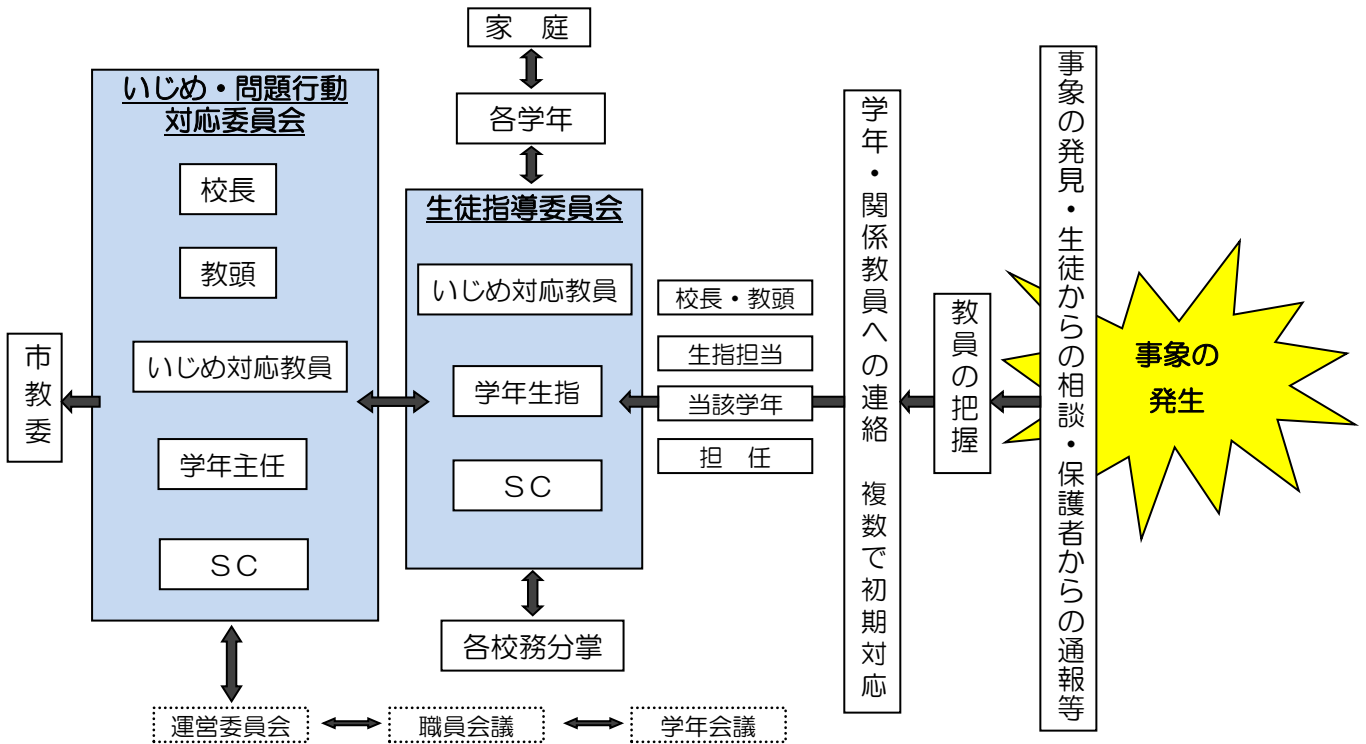
A「いじめ・問題行動対応委員会」

- ・いじめ防止に係る取組みの計画・立案及び検証・修正。
- ・校内研修、ケース会議等の計画・立案。
- ・関係者、関係機関との連携・調整。
- ・事案に対する指導方針や支援体制の決定など、組織的対応の中核としての役割。
- ・学校いじめ防止基本方針の策定、進捗状況の確認、必要に応じて方針の見直し。

B「生徒指導委員会」

- ・いじめ防止に係る取組みの具体的な企画・運営。
- ・いじめやその疑い等に関する情報及び問題行動・長期欠席・不登校に係る情報の収集、記録、対応策の確認。
- ・いじめやその疑い等に関する情報があった場合、早急に打合せを行い、速やかな情報の共有、関係生徒への事実確認、事実の整理・記録、具体的な指導体制の確認。
- ・いじめ等、学校生活に関する相談活動の実施、相談窓口の周知。

4) いじめ事象への組織的対応の流れ



- *1 いじめ対応教員とは、生徒指導担当・養護教諭・児童生徒支援コーディネーターが担う。
- *2 発見・相談・通報を受けた教員は、一人で抱え込んだり、単独での解決を試みたりせず、すぐに担任・当該学年教員・児童生徒支援コーディネーター・いじめ対応教員等へ連絡する。必要に応じて管理職へも連絡する。
- *3 学年・関係教員を中心に、複数教員で迅速に初期対応を開始する。
- *4 事象の内容に応じて「生徒指導委員会」または「いじめ・問題行動対応委員会」を緊急開催し、直ちに情報を共有する。
- *5 学年・関係教員を中心に、速やかに関係生徒及び関係教員等から事情の聞き取りを開始し、いじめの事実の有無を確認するための情報を収集する。
- *6 「生徒指導委員会」または「いじめ・問題行動対応委員会」は、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- *7 いじめであると判断した場合、直ちに「いじめ・問題行動対応委員会」において、被害生徒へのケア、加害生徒への指導等についての方向性及び具体的対応について検討・決定する。
- *8 校長は、必要に応じて市教委への報告を行う。
- *9 事実の把握のための聞き取りにおいては、被害生徒の心身の状態等に十分配慮し、被害生徒の立場に立って思いを聞き取る。「いつ、どこで、誰に、何を、どれぐらいされたか。」などを可能な限り正確・詳細に聞き取りながら事実を整理する。聞き取りやすい場所や雰囲気、どの教員が聞き取り役に最適であるかなどを考慮し、被害生徒が話しやすい状況の中で聞き取りを行うことに努める。

- *10 聞き取りや以後の指導においては、教員側に「被害生徒にもいじめられる要因や責任がある。」という考え方があってはならず、決して被害生徒の自尊感情を傷つけることがないよう、心情に寄り添った対応に留意する。
- *11 目撃した生徒や知らせに来た生徒がいる場合、状況に配慮しながらその生徒からの聞き取りも行う。
- *12 加害生徒に対しても、動機や背景、また人権に配慮しながら事実を確認した上で、自ら行った行為を自覚し、十分な反省につながるよう指導を進める。
- *13 事実誤認や誤情報により、被害生徒はもとより加害生徒に対しても二次的な問題（被害）に発展せぬよう、関係生徒のプライバシーに十分配慮しながら、正確な事実把握と適切な指導に留意する。
- *14 すべての関係者に対して行うべき説明や報告並びに以後の対応のためにも、把握した事実や指導経過については正確に記録を残す。
- *15 事実確認の結果や指導経過については、速やかに被害生徒の保護者に連絡すると同時に、被害生徒に寄り添い、被害生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を取り除くよう努める。事実の全容が把握できていない場合も、必要に応じて、その時点で把握できている範囲での事実を報告し、進捗状況を示す。
- *16 加害生徒の保護者に対しても事実を正確に伝え、指導に対する理解を求める。
- *17 被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や信頼関係のある教員、家族、関係機関等）と連携・協力し、指導が浸透しやすい体制を整える。
- *18 いじめが起きた学級や学年などの集団に対しては、被害生徒や保護者の心情に配慮しつつ、いじめを自分の問題として捉えさせる指導を丁寧に行い、二度といじめが生起しない集団となるような取組みを進める。
- *19 「いじめ・問題行動対応委員会」は、この後も継続して進捗状況の把握や対応策についての指示を行い、事態の一定の収束まで統括する。

(5) (主に生徒指導等に関する)年間活動計画

◇Ⅰ学期

	指導部	生徒活動	生徒会	いじめ対応
4月	基本方針の確認 相談窓口周知 家庭訪問	令和8年度入学式・始業式 生徒集会 前期専門委員会・中央委員会 班長会	生徒会新聞の発行	1. いじめ・問題行動対応委員会 2. 指導部会 年間計画の立案 運営方針 進捗状況確認 意識調査分析等 3. 校内研修会 学校いじめ防止方針の確認他 4. 人権教育支援教育推進委員会 5. 市いじめ対応担当 教員連絡会への参加
5月	体育大会運営委員会 文化学習発表会運営委員会	生徒集会 班長会 前期専門委員会・中央委員会	あいさつ運動	
6月	体育大会運営委員会 文化学習発表会運営委員会 社会性測定用尺度 学校あんしん生活アンケート QU調査 いじめ対応プログラム (エンパワメント支援)	生徒集会 前期中央委員会 班長会	校内美化活動	
7月	学期末三者懇談 学校生活相談期間	生徒集会 前期専門委員会 前期生徒総会 一学期終業式	地域ボランティア清掃 生徒会サミット	
夏季休業日	盆踊り巡視活動 夏季校内研修 ①生徒指導関係 ②集団づくり関係 QU分析 2学期に向けて(家庭連絡等) 中間総括			

◇2学期

	指導部	生徒活動	生徒会	いじめ対応
8月	体育大会運営委員会 文化学習発表会運営委員会	二学期始業式 前期中央委員会	生徒会新聞の発行	1. いじめ・問題行動対応委員会 2. 指導部会 進捗状況確認 意識調査分析等 3. 人権教育支援教育推進委員会 4. 市いじめ対応担当 教員連絡会への参加
9月	二者懇談(予定) いじめ対応プログラム (エンパワメント支援)	前期専門委員会 生徒集会 班長会 文化学習発表会 後期専門委員会	あいさつ運動 校内美化活動	
10月		生徒集会 後期中央委員会 体育大会		
11月	ふこのスポーツ&カルチャー 視聴覚行事 社会性測定用尺度・QU調査 学校あんしん生活アンケート	生徒集会 後期中央委員会 後期専門委員会 班長会		
12月	学期末三者懇談 学校生活相談期間 3学期に向けて(家庭連絡等)	生徒集会 班長会 二学期終業式	地域ボランティア清掃	

◇3学期

	指導部	生徒活動	生徒会	いじめ対応
1月	避難訓練 二者懇談(予定) いじめ対応プログラム (エンパワメント支援)	三学期始業式 後期中央委員会・専門委員会 班長会 生徒集会	生徒会新聞の発行 あいさつ運動	1. いじめ・問題行動対応委員会 2. 市いじめ対応担当 教員連絡会への参加 3. 学校教育診断 4. 指導部会 意識調査分析等 学校いじめ方針等 見直し 5. 人権教育支援教育推進委員会
2月	小6体験授業 社会性測定用尺度 学校あんしん生活アンケート 年度末総括	生徒集会 班長会 後期中央委員会・専門委員会	校内美化活動	
3月	学年懇談会(1・2年)	生徒集会 後期生徒総会 卒業式 前期生徒会役員選挙 令和8年度修了式		

2. いじめ防止のための具体的な取組み

(1) 未然防止、早期発見のための取組みについて

- ① 生徒にとって授業がわかりやすく、主体的に学ぶことができるよう「学び合う授業づくり」を推進することにより、他者の考え方を理解しようとする態度や、共感的な関係づくりを促進する。授業において、わからないことを聞きやすい雰囲気、友達同士で教え合える雰囲気が醸成される授業改善を進める。
- ② 班活動や生徒会活動、委員会活動を活発にし、生徒がお互いを尊重し、支え合う集団づくりを推進する。学校生活における「班」での役割を明確にし、仲間の一員としての責任と自覚を持つ態度を育成する。文化学習発表会の取り組みや体育大会でのリーダーによる練習、運営等を生徒会や委員会が中心に企画・立案・運営できるように工夫し、行事好きの生徒が活躍するだけでなく、取組みに消極的な生徒や長期欠席ぎみ等の生徒を含めた全ての仲間の存在を意識して、学級・学年全員が高まり合う行事への取組みになるよう留意する。
- ③ 日常より保護者との連携に努め、積極的に生徒の家に足を運び、問題点の指摘だけでなく、生徒の良い点を伝える機会として生徒・保護者との信頼関係を築き、情報交換を密にする。
- ④ いじめや生徒間トラブル等に対しては、口頭による注意喚起や啓発にとどまることなく、総合的な学習の時間や特別活動における体験的学習などを通じた仲間づくりを促進する取組み等により、改善に努める。具体的には、プロジェクト・アドベンチャーの取組みや大阪府教育委員会のいじめ対応プログラム等を、学年や指導部により企画し、生徒のエンパワメント支援とともに仲間づくりの一環として取り入れていく。
- ⑤ いじめに関する内容を含んだ学校生活に関する意識調査（アンケート）や学校教育診断を実施し、生徒の実態や保護者のニーズを把握することに努める。
- ⑥ いじめを始めとする、生徒の学校生活の悩み等を相談する機会又はきっかけとなるよう、外部の相談機関の紹介・周知とともに、学期末には「学校生活相談週間」を設定し、生活相談窓口担当教員（生徒指導担当・児童生徒支援コーディネーター・養護教諭・管理職）を中心として、生徒向けに相談活動を行う。
- ⑦ 生徒の規範意識や自己肯定感の低下、人間関係の希薄さ等の課題を克服するための手立ての一つとして、道徳教育の充実に努める。道徳の時間を通じて、生徒に異なる価値観に対する寛容さを養うとともに、互いに支え合い、認め合い、高め合う関係を構築する豊かな心を育むため、小学校と連携した9年間の道徳教育の推進をめざし、校区3小学校との定期的な連絡会の開催や研究授業等の合同研修の実施に取り組む。
- ⑧ いじめの未然防止、早期発見、いじめへの具体的対応について教職員が共通理解を得るため、また、生徒理解・生徒指導・集団づくりなどについて指導力の向上を図るために積極的な教職員研修を実施するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーや市教育委員会に配置された専門家（スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察OB等）へ協力要請を行い、ケース会議を実施する。

(2) いじめ事案に対する措置等

- ① 「ネット上のいじめへの対応」・・・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除することに努める。名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信の停止を求めるとの情報削除ができることとなっており、プロバイダに対して速やかに削除を求める措置を講じる。市教育委員会に連絡・相談し、大阪府教育委員会(子どもを守るサイバーネットワーク)や大阪府警察本部(サイバー犯罪対策課)との連携に繋げる。
- ② 「いじめの内容が犯罪行為である場合(重大事案)」・・・事実を確認した上で、いじめ行為の中に暴行・傷害・恐喝・強要・器物破損・強制わいせつなどの犯罪が認められた場合、速やかに市教育委員会へ連絡・相談して対処するものとし、併せて、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察へ通報し、適切に援助を求める。また、いじめが原因となる長期欠席も重大な事案として対応する。
- ③ 「観衆」「傍観者」・・・はやし立てる観衆や見て見ぬふりをする傍観者の存在は、被害生徒にとって孤立感・孤独感を強める存在となる。観衆の生徒には、それがいじめをさらに深刻な事態にさせていることを理解させ、「いじめは明らかな人権侵害であり、絶対に許されない」という姿勢を明確に伝える。また、傍観者の生徒には、いじめを結果的に容認しているという意味では、加害者側に立っていることを理解させるとともに、傍観者の生徒たちの価値観が「いじめを許さない」ものになれば、加害生徒は集団から支持されず、加害生徒にいじめをやめさせることにつながることを認識し、「いじめを許さない」「いじめを見聞きしたら必ず教員に知らせる」ことを徹底して伝える。

(3) その他

- ① 「大人の責任と役割」・・・他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定したりしていると受け取ることができるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いが生徒に与える影響は非常に大きい。いじめの未然防止のためには、教員や保護者を含めた、生徒を取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの立場と役割を自覚し、率先して責任ある行動をとることが肝要である。

3. いじめ防止基本方針の見直し

いじめ・問題行動対応委員会において、本方針に示す内容が学校の実情に対して十分に機能しているか否かについて検証することにより、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを図る。